



健康づくりセンター

メディア機器が子どもに与える影響

スマートフォンやタブレット等のメディア機器は、今や生活の中で必要不可欠な物となっています。上手く使用すれば大変便利な機器ですが使用方法により、様々な影響が出ると言われていきます。日本小児科医学会では複雑化するネット社会が与える子どもへの影響を懸念し注意を促しています。

スマホに子守をさせないで

言葉を話せない赤ちゃんは泣いたり、ぐずったりすることで一生懸命要求を伝えます。スマホを見せることで泣き止むことがあるかもしれませんが、それでは赤ちゃんの要求を妨げてしまうこととなります。まずは赤ちゃんに耳を傾けてあげることが大切です。

生まれたばかりの赤ちゃんでも30cm程度離れた人の顔に注目することがわかっていきます。授乳中もメディア機器から離れ赤ちゃんの目を見て話しかけてあげましょう。

メディア機器が子どもに与える影響

乳幼児期は身近な人と関わり、遊びの中で心と身体を成長させていきます。その時期にメディア機器を長

時間見ること視力や言葉、運動、こころの発達を妨げてしまうことがあります。

子どもの発達を促すにはお父さんやお母さんと同じものを見て、気持ちを共感してもらえることがとても大切です。

ながらスマホは危険です

街中で歩きスマホをしている人をよく見かけます。自分では見えていると思っても視野は極端に狭くなるため転んだり、人にぶつかりやすくなります。また子守をしながらベビーカーを押しながらなどのながらスマホは子どもから目を離すことになりとても危険です。

コロナ禍で自宅で過ごす時間が増えていると思いますが、家族でメディア機器を上手に利用できるよう一日の利用できる時間を決めるなどルールを作りましょう。

どうしても子育てをしている中で泣き声に耐えられない、イライラする際は一人で悩まず気軽に健康ごども課にご相談ください。

健康ごども課健康づくり班
☎(02)3400

産科医療補償制度

産科医療補償制度とは、出生したお子さんが重度脳性まひになって要件を満たした場合、そのお子さんとご家族の経済的負担を補償する制度です。

また、原因分析を行い、同じような事例の再発防止のため情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

補償対象となる要件

次の①から③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

①【平成27年から令和3年までに出生のお子さん】在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の低酸素状況の要件を満たしている

【令和4年1月以降に出生のお子さん】在胎週数28週以上

②身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

③先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

申請期間 お子さんの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

(極めて重症で診断が可能な場合は、生後6か月から申請を行うことができます。)

補償金額 一時金と分割金をあわせて総額3,000万円

☎公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター ☎0120-330-637

山武郡市環境衛生組合「令和2年度決算状況」(単位：円)

歳入	
分担金及び負担金	660,000,000
使用料及び手数料	176,984,180
財産収入	9,917,812
繰入金	42,000,000
繰越金	46,034,933
諸収入	17,069,331
合計	952,006,256

歳出	
議会費	189,580
総務費	161,748,082
衛生費	734,687,551
公債費	16,878,858
予備費	0
合計	913,504,071